9　一方の締約国は、実行可能な場合には、他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みに依拠する。その依拠は、依拠を確立することを目的として、一方の締約国の規制及び監督に関する枠組みに基づいて他方の締約国の規制及び監督に関する枠組み（当該枠組みの効果的な執行を含む。）について評価を行う一方の締約国の権利を害するものではない。一方の締約国は、当該評価を行うに当たり、他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みが自国の枠組みと同一であることを要求してはならず、規制の効果に基づいて評価を行う。

10　一方の締約国が他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みに依拠する分野において、両締約国は、規制及び監督に関する枠組みの効果的な実施及び執行をどのように行っているかについて随時相互に通報し、それぞれの規制及び監督に関する枠組みの変更について相互に協議し、並びに監督及び執行に関する情報の交換のために適当な仕組みを設けることを確保する。

11　一方の締約国は、自国が他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みに依拠する分野において、自国の規制又は監督に関する予定される取組の作成の過程において、他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みへの自国による依拠の決定に対して当該取組が及ぼす影響に妥当な考慮を払う。

12　一方の締約国は、他方の締約国からの書面による特別の要請により注意の喚起を受けた措置であって、他方の締約国の金融サービス提供者が自国の領域において金融サービスを提供する能力に影響を及ぼし得るものについて見直しを行う。この見直しの要請については、影響が重要である場合にのみ行うものとし、当該措置の影響及びその重要性に関する明確な説明を含むものとする。当該見直しについては、当該措置の相互の互換性の有無及び程度を考慮する。

13　一方の締約国は、例えば次の場合には、金融サービスの特定の分野における他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みへの依拠の決定を撤回し、並びに自国の規制及び監督に関する枠組みを再び適用し、及び執行することができる。

(a)　他方の締約国の規制及び監督に関する枠組みがその効果について同等でなくなった場合

(b)　他方の締約国がその規制及び監督に関する枠組みを効果的に執行することができない場合

(c)　10に規定する分野における他方の締約国の協力（情報の共有を含む。）が十分でない場合

14　一方の締約国は、13の規定に基づいて撤回の決定を行う前に、他方の締約国に対して撤回の意図を書面により通報する。両締約国は、その通報の受領の後に、両締約国間で合意する合理的な期間内に相互に協議する。その協議には、26から31までの規定に基づく技術的な仲介を含めることができる。

新たな課題

15　両締約国は、金融サービスの分野におけるイノベーションを支援するため、協力し、金融サービスにおける知識、経験及び発展を共有し、並びに新たな金融サービスの国境を越える発展を円滑にするよう努める。

16　両締約国は、二千十五年九月二十五日に国際連合総会によって採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための二千三十アジェンダ」と題する二千十五年の後の開発のためのアジェンダを採択するための国際連合の首脳会議の成果文書（ジェンダーの平等及び気候変動対策のための行動を含む。）に適合する持続可能かつ包摂的な経済を構築することの重要性を認識する。

日英合同金融規制フォーラム

17　両締約国は、この協定の効力発生の日に日英合同金融規制フォーラムを設置する（以下この附属書において「フォーラム」という。）。

18　フォーラムは、両締約国間の規制に関する協力の運営に責任を負う。フォーラムは、特に、その進捗状況を検討し、及び規制に関する協力の将来の計画を作成する。フォーラムは、6から14までに定める規制に関する協力の原則であって、23から25までに規定する枠組みにおいて実施されるものを遵守する。

19　各締約国がフォーラムにおけるそれぞれの代表の構成について決定する権利に影響を及ぼすことなく、フォーラムは、英国政府（財務省を含む。）並びにイングランド銀行及び金融行為規制機構並びにこれらの後継機関並びに日本国政府（金融庁及びその後継機関を含む。）の代表者であって、金融サービスの規制上の問題に技術的な段階において責任を負うものから成る。一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の領域内の他の金融規制当局又は金融監督当局の活動に関する事項についてのフォーラムの討議及び準備作業に寄与することを目的として、当該金融規制当局又は金融監督当局の代表者を招請するよう要請することができる。他方の締約国は、その要請に積極的な考慮を払うべきである。

20　フォーラムの会合は、英国財務省及び日本国金融庁又はこれらの後継機関の上級職員をその共同議長とする。

21　各締約国は、フォーラムにおいて、規制に関する協力を円滑にするため、連絡部局を指定する。

22　フォーラムは、特定の事項を検討するため、専門家による作業部会を設置することができる。フォーラムの会合は、少なくとも年一回及びフォーラムの構成員が必要と認める場合にはいつでも、英国及び日本国において交互に開催する。当該会合は、必要な場合において、両締約国が合意するときは、これに代えてビデオ会議により開催することができる。

規制に関する協力のための枠組み

23　フォーラムは、6から16までの規定を実施するため、規制に関する協力のための枠組みを定め、及び適用する。

24　規制に関する協力のための枠組みには、次の事項を含める。

(a)　各締約国の立法手続及び行政手続を妨げることなく、他方の締約国との情報の交換及び協議を行う適当な形態の仕組み

(b)　相互の規制及び監督に関する枠組みへの依拠に関する指針であって、実行可能な場合には金融規制の特定の分野について準用されるもの

(c)　一方の締約国が他方の締約国の特別の要請により注意の喚起を受けた12に規定する措置を見直す手続

(d)　金融における多様性、持続可能な金融及び両締約国が合意する関連する他の新たな課題についての経験及び最良の慣行の交換

(e)　付託事項及びフォーラムの管理に関する指針

(f)　26から31までに規定する技術的な仲介のための手続

(g)　両締約国が合意する規制に関する協力を促進するための他の取決め

25　規制に関する協力のための枠組みについては、国境を越えて行われる監督及び執行についての協力を円滑にするため、具体的な取決めを定めることもできる。

技術的な仲介

26　この附属書の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

27　一方の締約国は、26の規定の適用を妨げることなく、他方の締約国に対し、6から14までに規定する規制に関する協力の原則に関する技術的な仲介の手続を開始することを書面により要請することができる。技術的な仲介の手続については、両締約国が特定の問題について当該手続を利用することに合意した後においてのみ開始することができる。

28　フォーラムは、27の規定に従って手続を開始する両締約国の合意により、技術的な仲介のための作業部会（以下この附属書において「作業部会」という。）を設置する。作業部会は、各締約国の代表者（関連する金融規制当局又は金融監督当局の代表者を含む。）から成り、及び関連の専門知識を有する仲介人（両締約国から独立しており、かつ、フォーラムによって任命されるもの）が議長を務める。

29　作業部会は、両締約国が合意する合理的な期間内に紛争の解決に合意するために作業するよう最善の努力を払う。

30　28の規定に従って任命された議長は、フォーラムの共同議長に対し、技術的な仲介の結果を付した報告書を提出する。

31　両締約国は、この附属書の規定の下で生ずる紛争を解決することを企図して誠実に行動する。